

施策名	目 標4－6 浄化槽の整備によるし尿及び雑排水の適正な処理											担当部局名	環境再生・資源循環局廃棄物適正処理推進課浄化槽推進室								
施策の概要	環境保全上効果的である浄化槽の整備による生活排水対策を講ずる。											政策評価実施予定時期		政策評価実施時期	令和7年8月						
達成すべき目標	人口分散地域等に最適な污水处理施設整備である浄化槽の普及を行い、生活排水の適正な処理によって健全な水環境を確保する。											政策体系上の位置付け	4. 資源循環政策の推進								
施策に係る内閣の重要政策（施政方針演説等のうち主なもの）	第六次環境基本計画（令和6年5月21日閣議決定）第3部等 国土強靱化基本計画（令和5年7月28日閣議決定）「第3章 国土強靱化の推進方針 2 施策分野ごとの国土強靱化の推進方針（11）環境 ⑬」 廃棄物処理施設整備計画（令和5年6月30日閣議決定）「3. 廃棄物処理施設整備事業の実施に関する重点目標及びその達成のため効果的かつ効率的に実施すべき事業の概要」																				
測定指標	基準値		目標値		年度ごとの目標値 年度ごとの実績値							測定指標の選定理由及び目標値（水準・目標年度）の設定の根拠					達成				
1	浄化槽整備区域内の浄化槽人口普及率（％）＝ 浄化槽整備区域内の合併浄化槽使用人口／浄化槽整備区域内の全人口	53	基準年度 H29年度	73	目標年度 R9年度	R3年度 66	R4年度 70	R5年度 71	R6年度 －	R7年度 －	R8年度 －	R9年度 73	浄化槽による水環境の保全を図るにあたっての指標として、浄化槽整備区域内の浄化槽人口普及率を設定した。 残存する単独処理浄化槽について、合併処理浄化槽への転換を推進するため、令和5年に閣議設定された廃棄物処理施設整備計画においても同様の試算が行われている。					×			
達成手段（開始年度）	関連する指標	行政事業レビュー事業番号	達成手段（開始年度）		関連する指標	行政事業レビュー事業番号	達成手段（開始年度）		関連する指標	行政事業レビュー事業番号	達成手段（開始年度）		関連する指標	行政事業レビュー事業番号	達成手段（開始年度）		関連する指標	行政事業レビュー事業番号			
(1)	浄化槽指導普及事業費等（昭和59年度）	14866	(5)		－	－	(9)		－	－	－	(13)		－	－	－	(17)		－	－	－
(2)	－	－	(6)		－	－	(10)		－	－	－	(14)		－	－	－	(18)		－	－	－
(3)	－	－	(7)		－	－	(11)		－	－	－	(15)		－	－	－	(19)		－	－	－
(4)	－	－	(8)		－	－	(12)		－	－	－	(16)		－	－	－	(20)		－	－	－

評価結果	目標達成度の測定結果	(各行政機関共通区分)	③相当程度進展あり			
		(判断根拠)	・所定の目的を達成するために循環型社会形成推進交付金等の補助金交付を前年から引き続き実施し、令和5年度の浄化槽人口普及率が前年度と比較して0.6ポイント上昇したが、目標に対する令和5年度における人口普及率は約－10ポイントと達成に至らなかった。			
	目標達成が出来なかった要因、その他施策の課題等	・浄化槽指導普及事業費等の活用により設置整備の促進を図り、浄化槽整備区域内の合併処理浄化槽の設置は進んだものの、特定既存単独処理浄化槽の判定に必要な情報や判定手続のノウハウの共有が不足しており、措置実績が十分に進まなかったことが要因として考えられる。				
	次期目標等への反映の方向性	【施策】	・令和6年度に「特定既存単独処理浄化槽に対する措置に関する指針」を改訂し特定既存単独処理浄化槽判定の基準を定量的に示したところである。 ・令和7年度から、特定既存単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換に対する少人数高齢者世帯への交付金基準額を増額するなど、経済的負担の軽減に向けた支援を強化。			
		【測定指標】	・引き続き、合併処理浄化槽の普及に向けて、廃棄物処理施設整備計画に掲げる試算値である浄化槽整備区域内の合併処理浄化槽人口普及率72.5%(令和9年度)の達成に向けて施策を推進する。			
	学識経験を有する者の知見の活用	－		SDGs目標との関係	【主な目標】 ・そのまま放流すると生活環境に悪影響を及ぼすことのある生活雑排水を処理する合併処理浄化槽への転換が着実に進捗した。当該取組によって、目標6番「安全な水とトイレを世界中へ」の達成に貢献できた。 【副次的効果が期待される目標】 ・生活雑排水を処理する合併処理浄化槽の導入を進めた。当該取組によって、目標11番「住み続けられるまちづくりを」の「11.6 2030年までに、大気の質及び一般並びにその他の廃棄物の管理に特別な注意を払うことによるものを含め、都市の一人当たりの環境上の悪影響を軽減する。」の達成に貢献できた。	
政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	「平成24～令和5年度末の汚水処理人口普及状況について」(農林水産省、国土交通省、環境省調べ) 「平成25年～令和6年度 浄化槽の指導普及に関する調査」(環境省調べ)					